

## 平成30年度税制改正～所得税～ 青色申告特別控除が変わります！

平成30年度税制改正により青色申告特別控除の見直しが行われました。その改正内容についてお知らせいたします。

### 青色申告特別控除

- ① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げる。
- ② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とする。
  - イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
  - ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

（注）平成 32 年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録による備付けを開始する日から同年 12 月 31 日までの間におけるこれらの帳簿の電磁的記録による備付け及び保存を行っているときは、同年分の 65 万円の青色申告特別控除の適用における上記②イの要件を満たすこととする等の所要の措置を講ずる。

### 青色申告特別控除

【改正前】				
控除額			要件	
青申告除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
—	—	—	—	—
<b>65 万円</b>	38 万円	103 万円	正規の簿記で記帳（複式簿記）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書に P/L・B/S を添付</li> <li>・ 期限内申告</li> </ul>
<b>10 万円</b>	38 万円	48 万円	簡易な方法で記帳（所得 300 万以下は現金主義も可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書に P/L を添付（B/S は不要）</li> <li>・ 期限後申告でも可</li> </ul>



【改正後】				
控除額			要件	
青申告除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
<b>65 万円</b>	48 万円	113 万円	（改正前の「65 万円控除」の要件）+ <b>電子帳簿保存又は e-tax による電子申告</b>	
<b>55 万円</b>	<b>48 万円</b>	103 万円	（改正前の「65 万円控除」と同じ）	
<b>10 万円</b>	48 万円	58 万円	（改正前の「10 万円控除」と同じ）	

<適用時期> この改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。